

平成21年6月24日

# 株主各位

神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地  
**JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社**

代表取締役会長兼社長 河原 春郎

## 第1回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申しあげます。

さて、本日開催の当社第1回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

### 記

#### 報告事項

1. 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)  
計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第1号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。

(変更の理由および内容につきましては、後記の「定款一部変更について」をご覧ください。)

##### 第2号議案 取締役9名選任の件

本件は原案のとおり河原春郎、尾高 宏、岩崎二郎、足立元美、柏谷光司および松尾 真の6氏が再選され、吉田秀俊、塩畑一男および相神一裕の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、柏谷光司および松尾 真の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

##### 第3号議案 監査役1名選任の件

本件は原案のとおり黒崎功一氏が選任され、就任いたしました。なお、黒崎功一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 第4号議案 取締役および監査役の報酬額決定の件

本件は原案のとおり、取締役の報酬等の額を月額36百万円以内（うち社外取締役分4百万円以内）に、また、監査役の報酬等の額を月額9百万円以内に決定いたしました。

なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとし、また、取締役および監査役には賞与、退職慰労金等その他の金銭報酬を支給しないものといたします。

以上

## 定款一部変更について

### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことから、株券の発行について定めた変更前定款第7条を削除するとともに、変更前定款第8条以降の条数を各1条ずつ順次繰り上げるほか、変更前定款第8条ないし第10条について株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行なうものであります。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては、平成22年1月5日までの时限の扱いであるため、株券喪失登録簿事務に関する経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

さらに、当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、変更前定款第2条につきまして、所要の変更をするものであります。

このほか、株式取扱規定（変更前定款第11条）、取締役会規定（変更前定款第24条）および監査役会規定（変更前定款第31条）の各規定の名称を「規程」と変更するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>(目的)  <u>第2条</u> 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(以下省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u>  <u>第7条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u>  <u>第8条</u> 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)  <u>第9条</u> 当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (条文省略)  (2) (条文省略)  (3) (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第10条</u> (条文省略)  2 (条文省略)  3 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>	<p>(目的)  <u>第2条</u> 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(単元株式数)</u>  <u>第7条</u> 当会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u>  <u>第8条</u> 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) (現行どおり)  (2) (現行どおり)  (3) (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)  <u>第9条</u> (現行どおり)  2 (現行どおり)  3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>

変更前	変更後
(株式取扱規定) 第11条 当会社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。	(株式取扱規程) 第10条 当会社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第12条～第23条（条文省略）  (取締役会規定) 第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。	第11条～第22条（現行どおり）  (取締役会規程) 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
第25条～第30条（条文省略）  (監査役会規定) 第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	第24条～第29条（現行どおり）  (監査役会規程) 第30条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
第32条～第38条（条文省略）  (新設)	第31条～第37条（現行どおり）  <b>第8章 附 則</b> (株券喪失登録簿) 第38条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(新設)	(附則の削除) 第39条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。

以 上